

総務産建常任委員会所管事務調査報告書

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された調査事件について、調査の経過及び結果を会議規則第77条の規定により報告する。

平成20年12月8日

上富良野町議会議長 西村 昭教 様

総務産建常任委員長 渡部 洋己

記

調査事件名 自治基本条例の策定について

1 調査の経過及び結果

平成20年9月19日に開催された平成20年第3回定例会において、本委員会の所管事務調査として閉会中の継続調査に付託された「自治基本条例の策定」について、平成20年11月11日、14日、21日に委員会を開催して審議した。

今回の調査事件の「自治基本条例」については、平成20年12月開催の第4回定例会に理事者は議案の上程を予定していることから、6月30日に議員全員で条例素案の策定の経過、内容等の説明を受け質疑と意見交換をした。

8月29日開催の議会運営委員会で、自治基本条例の議会条項以外の部分については本委員会が所管して調査することとなり、また議会条項については議会運営委員会が所管して策定することになった。

9月5日開催の委員会で、自治基本条例の議会条項以外の部分については本委員会が所管して調査することを了承し、平成20年第3回定例会に本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査とすることを決定し、議長に申し出ることにした。

9月11日の議員協議会で、条例素案の内容等の説明を受け質疑と意見交換をした。

10月28日に視察した先進市町村の長野県軽井沢町の「まちづくり基本条例の制定」等を参考にしながら、11月11日は委員相互で条文・解説の検討をして意見・質疑などをまとめ、14日と21日は所管課の説明員から前回での意見・質疑などの説明と条文・解説の説明を受け、更に質疑を深めながら、委員相互の意見交換をして意見集約をした。その結果、いろいろな方法で町民への説明会等を開催して周知を図るとともに多くの意見を聞きながら町民と議員の修正の意見を取り入れて、議会が策定した議会条項も入れて最終条例案は

作成されており、また最終条例案の内容についても、上富良野町のまちづくりの基本理念と基本原則を明らかにし、まちづくりにおける町民の権利と責務、議会及び町の役割と責務を定めることにより、町民主体の公正で民主的な自治の実現を図ることを目的としており、今後、町が自律して存続していくためには自治基本条例を制定することが必要であり、更に制定後も見守り育てていくことが必要であると判断して、12月開催の第4回定例会に理事者側の案に議会条項案も含めて理事者側が上程することを了承した。

議決後の周知については、条例本文の解説を入れた解説書を配布する等の方法で、もっと理解をしてもらうことが必要であるなどの意見もあった。

12月8日に調査報告書(案)について審議し、本調査報告書のとおり決定した。